

歯科技工法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

高齢化の進展等に伴い歯科技工の重要性が増大していること等にかんがみ、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者についても歯科技工士試験を受験できることとするとともに、題名を改めること。

第二 改正の要点

- 1 題名を歯科技工士法とすること。
- 2 歯科技工士試験を受験できる者として、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者を加えること。

第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行すること。